

## 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の第 16 条及び第 17 条に基づき締約国が提出すべき条約独自の文書に関するガイドライン<sup>1</sup>

UN.Doc.E/C.12/2008/2

2008 年 11 月 18 日採択

### 事務総長注釈

1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の第 17 条にしたがって、経済社会理事会は、1976 年 5 月 11 日の決議 1988(LX)により、規約の締約国が規約第 16 条に定める報告を段階的に提出する計画を作成し、ならびに、その後事務総長が理事会の要請を受けて適当な一般的ガイドラインを作成した。新しい報告サイクルを導入したことに対応し、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会は、1990 年 11 月 26 日から同年 12 月 14 日にかけて開催された第 5 会期において、当初のガイドラインに代え、一連の改訂一般ガイドラインを採択した。
2. 報告ガイドラインの目的は、報告書の準備を容易にするため、及び報告書が包括的であり、かつ締約国により統一された方法で提出されることを確保するために、締約国に対して報告書の形式及び内容について助言を行うことである。
3. 委員会は、国際人権条約に基づく報告に関する統一ガイドライン (HRI/GEN/2/Rev.5)、ならびに委員会の総括所見、一般的意見及びステートメントに示された、規約の適用に関する委員会の発展的慣行を考慮に入れ、改訂一般ガイドライン (E/C.12/1991/1) を、このガイドラインと差し替えることを決定した。
4. 社会権規約第 16 条及び第 17 条に基づいて、締約国により提出される条約独自の文書に関するガイドライン本文は、この文書の付属書に含まれる。

---

<sup>1</sup> 2008 年 11 月 18 日の第 49 回会合(第 41 会期)で、統一ガイドライン(HRI/GEN/2/Rev.5)に含まれた共通の中核文書及び各条約独自文書に関するガイドラインを考慮し、経済的、社会的、及び文化的権利に関する委員会により採択された。

## 付属書

### 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の第 16 条及び第 17 条に基づき、締約国により提出される条約独自の文書に関するガイドライン

#### A. 改訂された報告システム、及び共通の中核的文書ならびに社会権規約委員会に提出される条約独自の文書に含まれる情報の構成

1. 国際人権条約に基づき報告に関する統一ガイドラインにしたがって提出される国家報告書は、ふたつの部分、すなわち共通の中核的文書、及び各条約の独自文書から成る。共通の中核的文書には、報告を行なう国家に関する一般情報、人権の保護及び促進に対する全般的枠組、ならびに無差別かつ平等の及び実効的な救済措置に関する情報を、統一ガイドラインにしたがって含めるべきである。

2. 社会権規約委員会に提出される条約独自の文書では、共通の中核的文書に含まれる情報を繰り返したり、又は締約国が採択した法令を単に列挙したり、もしくは説明したりすべきではない。それより条約独自の文書には、委員会の一般的意見、ならびに規約において認められた権利の十分な実現に影響する近時の法律上及び実務上の発展に関する情報を考慮に入れて、規約の第 1 条から第 15 条に関する、法律及び実務上の実施に関する具体的な情報を含めるべきである。この文書にはまた、目標に向けてとられた具体的措置に関する情報、及び締約国の以前の報告に関する総括所見又は委員会の一般的意見の中で委員会が提起した問題に取り組むためにとられた行動に関する情報を含めて達成された進捗状況ただし初回の条約独自文書は除く も含めるべきである。

3. 規約において認められた権利に関し、条約独自の文書が示すべきは

(a) 締約国が、規約上の各権利の実施に対する国内の枠組法、政策及び戦略を、その目的のために利用可能な資源、及びそのような資源を利用する最も費用対効果の高い方法を明らかにしながら、採択しているか。

(b) 規約上の権利の十分な実現に向けた進展を監視するために機能を果たしているメカニズム。そこには規約の各権利に関する指標及び関連する国内基準の特定、さらに統一ガイドラインの付属書 3 に基づき提出される情報が含まれ、及び国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) によって概略が示された、実例となる指標の枠組及び一覧表を考慮に入れるものとする。

(c) 国際組織および国際金融機関の加盟国としての行動において、ならびに国際協定を協議する及び批准する際に、特に最も不利な状況におかれかつ周縁化された集団の、経済的、社会的及び文化的権利が害されないことを確保するため、規約に基づいた締約国の義務が十分に考慮に入れられることを確保するために実施されているメカニズム。

(d) 関連する判例法の具体的事例に関して、規約上の各権利の国内法体系への組入れ及び直接適用可能性。

(e) 規約上の権利が侵害された場合に、被害者が救済を得ることができるようにするためにとられている司法上及びその他の適切な救済措置。

(f) 規約上の権利の十分な実現を妨げる、締約国の力が及ばない要因から生ずる構造的又はその他の重大な障害。

(g) 年齢、ジェンダー、民族的出身、都市/農村人口及びその他の関連する地位によって細分化された、規約上の各権利の享受に関する統計データで、過去5年にわたる単年比較ベースのもの。

4. 条約独自の文書には、報告の検討を容易にするため締約国が委員会の全メンバーに配布しようとする他のあらゆる追加文書について、委員会の作業言語（英語、仏語、露語および西語）のいずれかでの十分な数の写しが添付されるべきである

5. 締約国が、統一ガイドラインの付属書2に列挙されたILO条約のいずれかの、又は関連専門機関の他のいずれかの関連条約の締約国である場合、及び規約に認められたいずれかの権利に関連のある関係条約監視委員会へすでに報告を提出している場合には、締約国は条約独自文書でその情報をくりかえすよりは、それらの報告書のそれぞれの箇所を添付すべきである。しかし、規約のもとで生じ、かつそれらの報告で十分にカバーされていないあらゆる事項は、この条約独自の文書で扱われるべきである。

6. 定期報告は以前の総括所見の提案及び勧告を直接的に取り上げるべきである。

## **B. 規約の一般規定に関して委員会に提出される条約独自の文書の部**

### **規約第1条**

7. どのような方法で自決権が実施されていますか？

8. 先住民が従来から生計の手段として伝統的に占有し又は利用している土地及び領域がある場合には、先住民社会の権利を締約国が認める及び保護する方法及び手段を示してください<sup>2</sup>。また先住民及び地域の共同体が、規約に基づいた彼らの権利及び利益に影響を及ぼすいかなる意思決定プロセスにおいても、十分に意見を求められた範囲について、及び事前の情報に基づき彼らの同意が模索されたかについて示し、かつ例も提供してください。

## 第2条

9. 締約国で、又は場合によっては他国、特に途上国において、規約上の各権利の十分な実現に関し、締約国が受け手であろうと提供側であろうと、国際的な経済上及び技術上の援助及び協力の効果について示してください。

10. 共通の中核的文書に規定された情報（統一ガイドラインのパラグラフ 50 から 58）に加えて、具体的な反差別の措置の有効性に関する、及びあらゆる人、とりわけ不利な状況におかれかつ周縁化された個人及び集団が、規約の各権利の平等な享受を確保するために達成された進展に関する、細分化されたかつ相対的な統計データを提供してください。

11. 締約国が途上国である場合、規約で認められた経済的権利の国民でない者による享受について、規約の第2条3項の下で課されたいかなる制約に関する情報をも提供してください。

## 第3条

12. 規約において認められた各権利に関して、性別に基づいた直接及び間接の差別を撤廃するために、ならびに男女が平等に基づいたこれらの権利を法律上及び事実上享受することを確保するために、どのような手段がとられてきましたか？

13. 締約国が男女共同参画法を採択したか、及びこのような法令の実施において達成された進展について示してください。また、男女による経済的、社会的及び文化的権利の平等な享有に否定的な影響を及ぼし続ける伝統的な文化の固定概念を克服するために、法案および政策の効果についてジェンダーに基づくいかなる評価が行われたかを示してください。

---

<sup>2</sup> 一般的意見第12パラグラフ13、一般的意見第14パラグラフ27。

## **第4条・第5条**

14．共通の中核的文書に関する統一ガイドラインのパラグラフ 40(c)を参照。

## **C．具体的権利に関する報告の部**

### **第6条**

15．失業を低減するためにとられた実効的な措置に関する情報を、以下を含め提供してください。

(a) 特に不利な状況におかれていると考えられる個人及び集団、とりわけ農村部及び都市の貧しい地域にいる女性、年少者、高齢者、障がいのある人、及び民族的少数者の完全かつ生産的な雇用を達成するために実施された、目標を定めた雇用計画の効果、及び

(b) 公営企業ならびに民間企業の、民営化、人員削減、及び経済的な再編成の結果として解雇された労働者、特に女性及び長期失業者の再雇用を促進する措置の効果。

16．締約国のインフォーマル経済の範囲及びインフォーマル労働者の大部分がいる部門など、インフォーマル経済における労働に関する情報、及び彼らをインフォーマル経済の外に移行できるようにする措置、ならびにインフォーマル労働者、特に高齢の労働者及び女性による基本的サービス及び社会的保護へのアクセスを確保するためにとられた措置に関する情報を提供してください。

17．不当な解雇から労働者を保護するために実施された法律上の保障について説明してください。

18．締約国ではどのような技術上及び職業上の訓練計画が実施されているか、及び労働者、特に不利な状況におかれかつ周縁化された個人が、労働市場に参入又は再参入するための能力を与えることに対する訓練計画の効果について示してください。

### **第7条**

19．国内の最低賃金が法律上確立されているかを示し、かつ最低賃金を適用する労働者の範疇ならびに各範疇が及ぶ人の数を具体的にあげてください。いずれかの範疇の労働者に国内の最低基準が及ばない場合、何故なのか理由を説明してください。さらに以下について示してください、

- (a) 最低賃金が定期的に見直されること、かつ、団体協約が及ばない人々を含めたあらゆる労働者及びその家族に十分な生活水準を提供するに足るレベルで最低賃金が決定されることを確保するために、インデクセーション制度（訳注：賃金・金利・年金などを物価指数に連動させてインフレーションの影響を相殺すること）及び定期的な調整が実施されているか、及び
- (b) 国内の最低賃金が存在しない場合、すべての労働者が自ら及び自らの家族に対する十分な生活水準をもたらすに足る十分な賃金を受け取ることを確保するため、いかなる代替メカニズムが実施されているか。

20． 残業手当、有給無給休暇ならびに職業、家庭及び個人の生き方を調和させるためにとられた措置など、あらゆる労働者に対する労働条件に関する情報を提供してください。

21． 同一価値労働同一賃金の原則にしたがって、同じ資質を持った女性が男性よりも給与の低い地位で働くことがないことを確保するためにとられた措置の効果を示してください。

22． 締約国が、職場におけるセクシュアルハラスメントを明確に処罰する法令を採択しているか、及び実効的に実施しているかを示し、そのような実施を監視するためのメカニズムについて説明してください。また、認定された件数、行為者に科された処罰、及びセクシュアルハラスメントの被害者に補償ならびに支援を行なうためにとられた措置を示してください。

23． 職場における安全かつ健康的な条件、ならびにそれらの実際面での施行を確保するために、どのような法律上、行政上又はその他の対策がとられているかを示してください。

## 第8条

24． 以下について示してください、

- (a) 労働組合を結成し又は自ら選択する労働組合に加入するために満たされなければならない実質的又は形式的条件があるならば、どのようなものですか。さらに労働者が労働組合を結成する又は加入する権利の行使に対して何らかの制限があるか、及び実際制限がどのように適用されているか示してください。及び

(b) 労働組合が干渉されることなく活動を行なうための、ならびに国際的な労働組合組織に連合するかつ加盟するための独立性をいかに保障するか、及び、この権利の行使に対する法的かつ事実上の制約があるならば、それを示してください。

25 . 締約国における団体交渉メカニズムに関して、及びそのメカニズムの労働権に対する影響に関して情報を提供してください。

26 . 以下について示してください、

(a) ストライキを行う権利が憲法上又は法律上保障されているか、及びそのような保障が実際にどの程度遵守されているか、

(b) 公的及び民間部門でのストライキを行う権利に関する何らかの制約、ならびにその実際面での妥当性、及び

(c) ストライキが禁止される可能性がある必要不可欠なサービスの定義。

## 第9条

27 . 締約国内で万人に適用される社会保障があるか示してください。さらに社会保障の次の部門のうちどれがカバーされているか示してください：医療、疾病、老齢、失業、業務災害、家族及び子育て支援、母性、障がい、ならびに遺族及び遺児<sup>3</sup>。

28 . 法的に確立しかつ定期的に再検討される、年金を含めた給付の最低額が存在するか、ならびにその給付額は受給者及びその家族の十分な生活水準を確保するために足るものであるかを示してください<sup>4</sup>。

29 . 社会保障制度が、拋出制のスキームで保護されない、不利な状況におかれかつ周縁化された個人及び家族に対して無拋出の社会扶助手当も保障しているか示してください<sup>5</sup>。

30 . 上述の公的な社会保障スキームが、民間のスキーム又は非公式な取決めで補完され

---

<sup>3</sup> 一般的意見第19パラグラフ12(a)～(i)。

<sup>4</sup> 同意見、パラグラフ22及び59(a)。

<sup>5</sup> 同意見、パラグラフ4(b)及び50。

ているか示してください<sup>6</sup>。そうであるなら、こうしたスキーム及び取決めについて、ならびに公的スキームとの相互関係について説明してください。

3 1 . 年金の受給年齢<sup>7</sup>、資格取得期間及び年金額に関し、年金の権利について男女で平等に享受されているのであれば示してください。

3 2 . 特に医療、母性及び老齢との関連で、非公式なスキームを含め、インフォーマル経済にいる労働者を保護するための社会保障計画に関する情報を提供してください<sup>8</sup>。

3 3 . 国民でない人が、所得補助、医療及び家族支援にアクセスするために、無拠出制のスキームから、どの程度まで給付を受けるのか示してください<sup>9</sup>。

## 第 10 条

3 4 . 締約国が、男性及びとりわけ女性が、完全かつ自由な合意に基づいて婚姻を成立させる権利、ならびに家族を形成する権利をどのように保障しているか示してください。

3 5 . 以下との関連で、家族を扶養するための社会サービスの利用可能性、保障範囲及び財源に関する情報、ならびにあらゆる家族、特に貧しい家族、民族的少数者出身の家族、及びひとり親家庭に対する平等な機会を確保するために実施されている法律上の規定に関する情報を提供してください。

(a) 育児<sup>10</sup>、及び

(b) 高齢者、及び障がいのある人が、できるだけ長く通常的生活環境を保つことができ<sup>11</sup>、

---

<sup>6</sup> 同意見、パラグラフ 5。

<sup>7</sup> 一般的意見第 16 パラグラフ 26、及び一般的意見第 19 パラグラフ 32。

<sup>8</sup> 一般的意見第 19 パラグラフ 16 及び 34。

<sup>9</sup> 同意見、パラグラフ 37。

<sup>10</sup> 同意見、パラグラフ 18 及び 28、一般的意見第 5 パラグラフ 30、一般的意見第 6 パラグラフ 31。

<sup>11</sup> 一般的意見第 19 パラグラフ 15、18 及び 20、一般的意見第 5 パラグラフ 30、一般的意見第 6 パラグラフ 31。



ならびに被扶養者である場合に十分な医療、及び社会的ケアを入手できる社会サービス。

36. 妊娠中の労働条件及び解雇禁止など、締約国における母性保護の制度に関する情報を提供してください。とりわけ、以下を示してください。

- (a) 非典型労働に従事する女性<sup>12</sup>、及び業務上の出産給付の対象にならない女性にも母性保護の制度が適用されているか、
- (b) 産前産後の有給休暇期間、及び妊娠、出産及び産後期間に提供される現金、医療その他の支援措置<sup>13</sup>、及び
- (c) 男性に父親の育児休暇が付与されているか、男女双方に育児休暇が付与されているか<sup>14</sup>。

37. 以下を含めて、子ども及び年少者のためにとられた保護及び援助の措置を示してください。

- (a) 様々な職業での子どもの賃金雇用が締約国の法に基づき禁止されている下限年齢、及び下限年齢以下の子どもの雇用ならびに子どもの強制労働の利用を処罰する現行の刑法規定の妥当性<sup>15</sup>、
- (b) 締約国において、児童労働の性質及び範囲に関していかなる国内調査が行われているか、及び児童労働を廃絶するための国内行動計画があるか、及び
- (c) 危険な状況での健康に害がある労働から、ならびに様々な形態の暴力及び搾取にさらすことから子どもを保護するためにとられた措置の効果<sup>16</sup>。

---

<sup>12</sup> 一般的意見第 19 パラグラフ 19。

<sup>13</sup> 同上。

<sup>14</sup> 一般的意見第 16 パラグラフ 26。(訳注：原文中にはさらに「一般的意見草案第 20 パラグラフ 10(b)( )及び 16 も参照」との記載があるが、確定版には該当する条項がない。草案段階で変更があったと思われる。)

<sup>15</sup> 一般的意見第 18 パラグラフ 24。

<sup>16</sup> 同上、パラグラフ 15。

38．締約国における高齢者の経済的、社会的及び文化的権利を保護するために施行されている法令及びメカニズムに関する情報、とりわけ高齢者に対する虐待、遺棄、放置及び冷遇に対する法及び計画の実施に関する情報を提供してください。

39．庇護申請者及びその家族の経済的及び社会的権利に関する情報、及び移民の家族再統合に向けた現行の法令及びメカニズムに関する情報を提供してください。

40．以下を示してください。

- (a) 締約国において家庭内の暴力行為、特に、夫婦間レイプ及び女性や子どもへの性的虐待を含めた、女性及び子どもに対する暴力を明確に刑事罰の対象とする法令が存在するか<sup>17</sup>、及び記録された事件の数、ならびに加害者に科された処罰、
- (b) 家庭内暴力を廃絶するための国内行動計画が存在するか、及び被害者を支援しかつ社会復帰させる現行の措置が存在するか<sup>18</sup>、及び
- (c) 一般の関心を高める措置、及び法執行官、及びその他家庭内の暴力行為の刑事的性質に關与する専門家に対するトレーニング。

41．以下を示してください。

- (a) 締約国に、人身売買を明確に犯罪とする法令、及びその厳格な施行を監視する現行のメカニズムが存在するか。また締約国発の、締約国向けの、及び締約国を通過した人身売買事件の報告数、ならびに加害者に科された処罰を示してください。
- (b) 人身売買を根絶するための国内行動計画、及び医療的、社会的及び法的な援助を含めて被害者を支援するためにとられた措置が存在するか。

## **第11条**

### **A．生活状況の継続的改善に対する権利**

---

<sup>17</sup> 一般的意見第16パラグラフ27、一般的意見第14パラグラフ21及び51。

<sup>18</sup> 一般的意見第16パラグラフ27。

42. 締約国は国内の貧困ラインを定めているか、及びそれは何に基づいて算定されているかを示してください。貧困ラインがない場合、いかなるメカニズムが貧困の範囲及び深刻さを評価しかつ監視するために利用されているのか？

43. 以下を示してください。

- (a) 締約国は、貧困を根絶するため、経済的、社会的及び文化的権利を十分に統合する国内行動計画又は戦略を採択してきたか<sup>19</sup>、及びその計画又は戦略の実施を監視するための、かつ貧困を実効的に根絶することにおいて達成された進展を評価するための具体的なメカニズム及び手続が機能しているか、及び
- (b) 女性及び子どもたちを含め、貧困を根絶するための、及び不利な状況におかれかつ周縁化された集団に属する個人及び家族、特に民族的少数者、先住民族ならびに農村や都会の貧しい地域で暮らす人々の、経済的及び社会的排除を根絶するための、的を絞った政策及び計画。

#### A. 十分な食料に対する権利

44. すべての者の食物に関するニーズ(dietary needs)を充足するために量及び質において十分で、有害な食材が使われておらず、かつ文化的に許容できる、無理なく買える価格の食料の入手可能性を確保するためにとられた措置について情報を提供してください<sup>20</sup>。

45. 健康に良い食事など、栄養の指針についての知識を普及させるためにとられた措置を示してください。

46. 土地なし農民、少数者に属する人々などの不利な状況におかれかつ周縁化された個人及び集団による、食料、土地、信用取引、天然資源及び食料生産のための技術に対するアクセスの平等を促進するためにとられた措置を示してください<sup>21</sup>。

47. 締約国が、定められた期間内に「国家の食料安全保障に即して、十分な食料に対す

---

<sup>19</sup> 委員会のステートメント、貧困と経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(2001年)を参照。

<sup>20</sup> 一般的意見第12パラグラフ8。

<sup>21</sup> 一般的意見第15パラグラフ7。

る権利の漸進的実現を支援するための任意ガイドライン<sup>22</sup>」を導入したか、もしくは導入を想定しているかを示してください。もし導入していないのであれば、理由を明らかにしてください。

## B. 水に対する権利

48. 以下を示してください。

- (a) すべての者にとって個人的及び家庭内での使用に足りかつ安全である水に対する、十分かつ負担可能なアクセスを確保するためにとられた措置<sup>23</sup>、
- (b) 地域及び都市 / 農村人口ごとに細分化された<sup>24</sup>、住居又はそのごく近隣で十分かつ安全な水へのアクセスがない家庭の割合、及びその状況を改善するためにとられた措置、
- (c) 水の供給が、民営で供給されていようと公営で供給されていようと、すべての者にとって負担可能であることを確保するためにとられた措置<sup>25</sup>、
- (d) 水質を監視するために実施されているシステム<sup>26</sup>。

49. 水の衛生的な利用、水源の保護、及び水の浪費を最小化する方法に関する教育について情報を提供してください<sup>27</sup>。

## C. 十分な住居に対する権利

50. ホームレス問題、及び不十分な住居について全国的な調査が行われているか、ならば、その調査結果、とりわけ住む家がない又は不十分な住居に収容されている、及び、例えば水、暖房、ごみの処理、衛生及び電気といった基本的な生活基盤及びサービスへの

---

<sup>22</sup> 国連食糧農業機関の第 127 回理事会で採択、2004 年 11 月。

<sup>23</sup> 一般的意見第 15 パラグラフ 12(a)及び 37(a)、一般的意見第 14 パラグラフ 43(c)。

<sup>24</sup> 一般的意見第 15 パラグラフ 12(c)(i)及び 37(c)。

<sup>25</sup> 同意見、パラグラフ 24 及び 27。

<sup>26</sup> 同意見、パラグラフ 12(b)。

<sup>27</sup> 同意見、パラグラフ 25。

アクセスがない個人及び家庭の数、ならびに過密状態の又は構造的に危険な住居に暮らす人々の数を示してください。

5 1 . 以下を示してください。

- (a) 収入、又は経済上の資源へのアクセスに関わりなく、すべての者にとって借地借家権の法的安全性が伴った、十分かつ負担可能な住居へのアクセスを確保するためにとられた措置、
- (b) 特に農村部及び都市の貧しい地区における不利な状況におかれかつ周縁化された個人及び家族に対する低価格の社会住宅施設の供給といった社会住宅措置の効果、このような住宅を得るための順番待ちリストの有無、及び待ち期間の平均的な長さ、
- (c) 子ども、高齢者<sup>28</sup>及び障がいのある人<sup>29</sup>がいる家族のような、特別な住宅ニーズがある人々に対して、住宅が入手しやすく居住可能であるためにとられた措置。

5 2 . 住人の健康を脅かす汚染された場所、又は汚染源のすぐ近くに住宅が建設されないことを確保するために実施されている法令上の及びその他の措置を示してください<sup>30</sup>。

5 3 . 民族的少数者のような、強制立ち退きによって特に影響を受ける、不利な状況におかれかつ周縁化された個人及び集団が存在するか、及び立ち退きが行われる際はいつでも差別形態が伴わないことを確保するためにとられた措置を示してください<sup>31</sup>。

5 4 . ここ 5 年間に立ち退きさせられた人及び家族の数、及び立ち退きが行われる条件を定めた法律上の規定、ならびに借地借家権の安定及び立ち退きからの保護に関する賃借人の権利を示してください<sup>32</sup>。

---

<sup>28</sup> 一般的意見第 6 パラグラフ 33。

<sup>29</sup> 同上。

<sup>30</sup> 一般的意見第 4 パラグラフ 8 (f)。

<sup>31</sup> 一般的意見第 7 パラグラフ 10。

<sup>32</sup> 同意見パラグラフ 9、13~15、16 及び 19。開発に基づく立ち退き及び退去に関する基本原則及びガイドライン ( A/HRC/4/18, annex1 ) も参照。

## 第 12 条

5 5 . 締約国は国家の健康政策を採用しているか、及び初期診療へのすべての人によるアクセスを伴った国家の保健制度が実施されているか示してください。

5 6 . 以下を確保するためにとられた措置について情報を提供してください

- (a) 予防、治療及びリハビリテーション上の保健施設、物資、サービスが、確実な手の届く範囲にあり、高齢者及び障がいのある人を含めすべての者にとって物理的にアクセス可能であること<sup>33</sup>、
- (b) 医療サービス及び健康保険が、民間が提供しているか又は公的提供されているかにかかわらず、その費用が社会的に状況におかれている集団を含めたすべての者にとって負担可能であること<sup>34</sup>、
- (c) 医薬品及び医療機器が科学的に承認され、かつ、期限が過ぎていたり効果が落ちていたりしないこと、
- (d) 健康と人権についてを含めた医療従事者の十分な教育<sup>35</sup>。

5 7 . 以下のためにとられた措置に関する情報を提供してください。

- (a) 特に農村地域において、及び不利な状況におかれかつ周縁化された集団に属する女性に対して、教育、意識の向上、及び家族計画、産前産後のケア、ならびに産科の救急サービスへのアクセスを通じてなど、母子の健康、ならびに性及び性と生殖に関する健康のサービス及び計画を改善すること<sup>36</sup>、
- (b) 水に係る疾病を予防し、治療し、かつ抑制すること、及び十分な衛生へのアクセスを確保すること<sup>37</sup>、

---

<sup>33</sup> 一般的意見第 14 パラグラフ 12(b)。

<sup>34</sup> 同意見、パラグラフ 12(b)、19 及び 36。

<sup>35</sup> 同意見、パラグラフ 12(d)及び 44(e)。

<sup>36</sup> 同意見、パラグラフ 14、21～23 及び 44(a)。

<sup>37</sup> 一般的意見第 15 パラグラフ 8 及び 37( )。

- (c) 予防接種及びその他の感染症抑制戦略を実施しかつ強化すること<sup>38</sup>、
- (d) 特に子ども、及び青年期の若者の間での、アルコール、タバコの乱用、及び違法薬物その他の有害薬物の使用を防ぐこと、麻薬使用者の十分な治療や更生、及びその家族を支援すること<sup>39</sup>、
- (e) HIV/AIDS 及びその他の性感染症を予防すること、高リスク群、子ども及び青年期の若者及び一般の人々に感染について教育すること、ならびに社会的な偏見、及び差別を減らすこと<sup>40</sup>、
- (f) 抗レトロウイルス薬及び慢性疾患の薬を含め、WHO が定義した必須医薬品への負担可能なアクセスを確保すること<sup>41</sup>、
- (g) 精神衛生上の問題を抱えた患者のために、精神科施設における十分な治療及び保護、ならびに措置入院への定期的な再検討及び実効的な司法上の規制を確保すること。

## 第13条

58. 締約国では、第13条1項で確認された目的及び目標に向けて、どの程度の教育形態及び教育内容が指示されているのか<sup>42</sup>、ならびに学校のカリキュラムが経済的、社会的及び文化的権利に関する教育を含んでいるかを示してください。

59. 義務的かつあらゆる人が無償で利用できる初等教育を提供する義務が、締約国においてどのように実施されているか、とりわけ以下について示してください。

- (a) それまでは教育が義務的かつあらゆる人に無償である段階又は学年、
- (b) 授業料などの直接的な費用、ならびにそれらを廃止するためにとられる措置、

---

<sup>38</sup> 一般的意見第14パラグラフ16、44(b)。

<sup>39</sup> 同意見、パラグラフ16。

<sup>40</sup> 同意見、パラグラフ16。

<sup>41</sup> 同意見、パラグラフ43(d)。

<sup>42</sup> 一般的意見第13パラグラフ4~5及び49。

(c) 間接的な費用（例えば教科書、制服、交通手段に対する出費、受験料、地域の教育委員会への寄付などの特別費ほか）及び貧しい家庭の子どもについてこのような費用の影響を軽減するためにとられる措置。

60．中等教育を、技術上及び職業上の教育を含めた多様な形態で、すべての人が一般的に入手可能かつアクセス可能な教育にするためにとられた措置を、以下を含めて示してください、

(a) 無償の中等教育の漸進的な達成に向け、締約国によってとられた具体的な手段<sup>43</sup>、及び

(b) 技術上及び職業上の教育の利用可能性、及びそれによって生徒が人間的成長、自立かつ雇用され得る能力に役立つ知識や技能を習得し得るか<sup>44</sup>。

61．高等教育を、能力に基づいたあらゆる人にとって等しくアクセス可能で、かつ差別がないものにするためにとられた措置、及び、無償の高等教育の漸進的な達成に向けてとられた具体的な手段を示してください<sup>45</sup>。

62．生涯にわたる見地から、読み書きの能力、ならびに成人教育、及び生涯教育を促進させるためにとられた措置を示してください。

63．少数者及び先住民の子どもが、自らの母語で又は母語の伝授を受ける十分な機会を有しているか示し、ならびにこれらの子どもたちに対して低水準の教育<sup>46</sup>、特別学級への分離、及び普通クラスの教育からの除外をさせないためにとられた手段を示してください。

64．あらゆる教育段階で、少年及び少女に対して同様の入学基準を確保するため<sup>47</sup>、及び少女を教育することの価値について、親、教師及び政策決定者の間での認識を高めるため

---

<sup>43</sup> 同意見、パラグラフ 14。

<sup>44</sup> 同意見、パラグラフ 15～16。

<sup>45</sup> 同意見、パラグラフ 20。

<sup>46</sup> 同意見、パラグラフ 30。

<sup>47</sup> 一般的意見第 16 パラグラフ 30。



にとられた措置を示してください<sup>48</sup>。

65．初等教育及び中等教育で、子ども及び年少者、特に少女、民族的少数者、先住民社会及び貧しい家庭からの子ども、ならびに移民、難民及び国内避難民の子どもに対して、中退率を削減するためにとられた措置を示してください。

## 第14条

66．締約国において現在、義務的かつ無償の初等教育が享受されていない場合、この権利を当該計画で定められた合理的な年数内に漸進的に実施するために必要とされる行動計画について<sup>49</sup>、情報を提供してください。さらにこの行動計画の導入及び実施において直面した特別の困難、およびその困難を克服するためにとられた措置について示してください。

## 第15条

67．文化的生活への国民参加及びアクセスを促進するための、農村及び都市の貧困地域を含めた特に共同体レベルでの制度的な社会基盤に関する情報を提供してください。この関連で、以下のためにとられた措置を含め、文化財、文化施設及び文化活動への広範な参加ならびにアクセスを促進するためにとられた措置を示してください、

- (a) コンサート、劇場、映画、スポーツイベント及びその他の文化活動が、あらゆる階層の人々にとって負担可能であることを確保すること、
- (b) インターネットのような新しい情報技術を通じてなど、人類の文化遺産へのアクセスを高めること、
- (c) 貧しい家庭の子ども、及び移民又は難民の子どもを含め、子どもが文化的な生活に参加することを奨励すること、及び
- (d) 高齢者及び障がいのある人が文化的な生活に十分に参加することを妨げる身体上、社会上及び通信上の障壁を除去すること<sup>50</sup>。

---

<sup>48</sup> 同上。

<sup>49</sup> 一般的意見第11パラグラフ11で、委員会は締約国に、規約に基づいて義務付けられる報告書の不可欠な部分として、国家の行動計画を提出するよう求めている。

<sup>50</sup> 一般的意見第5パラグラフ36～38、一般的意見第6パラグラフ39～41。

68 . 文化的多様性を保護するため、民族的、宗教的又は言語的少数者及び先住民社会の文化遺産への意識を高めるため、及びそうした人々のアイデンティティ、歴史、文化、言語、伝統及び慣習を保護し、発展させ、伝達し、普及させるため彼らにとって望ましい状況を作り出すためにとられた措置を示してください。

69 . 文化及び芸術の分野における学校教育及び専門教育に関する情報を提供してください。

70 . 以下について示してください、

- (a) 科学的進歩の恩恵への負担可能なアクセスを確保するため、及び不利な状況におかれかつ周縁化された個人及び集団を含めたすべての者に対して、その利用を確保するためにとられた措置、及び
- (b) 人間の尊厳及び人権の享有に反する目的のために科学的及び技術的進歩を利用することを防止するためにとられた措置。

71 . 創造者の精神的及び物質的利益の効果的保護を確保するためにとられた措置を示してください<sup>51</sup>、特に

- (a) 自己の科学的、文学的及び芸術的作品の創造者として、かつその完全性の保護に対して認められるべき作者の権利を保護すること<sup>52</sup>、
- (b) 作者が十分な生活水準を享受することを可能にする、自己の作品から生ずる作者の基本的な物質的利益を保護すること<sup>53</sup>、
- (c) 先住民族の文化遺産及び伝統的知識に関する彼らの精神的及び物質的利益の保護を確保すること<sup>54</sup>、及び

---

<sup>51</sup> 一般的意見第 17 パラグラフ 39(a)。

<sup>52</sup> 同意見、パラグラフ 39(b)。

<sup>53</sup> 同意見、パラグラフ 39(c)。

<sup>54</sup> 同意見、パラグラフ 32。

(d) 作者の精神的及び物質的利益の効果的保護、及び規約に認められたその他の権利に関する締約国の義務との十分なバランスをとること<sup>55</sup>

72 . 科学研究、及び創作活動にとって不可欠である自由を保護するために施行されている法律上の規定、ならびにこの自由の行使に関するいかなる制約をも示してください。

73 . 科学及び文化の保全、発展、及び普及のためにとられた措置、ならびに科学のおよび文化的分野における国家間の交渉及び協力を奨励しかつ発展させるためにとられた措置を示してください。

訳・川本紀美子（作新学院大学非常勤）

---

<sup>55</sup> 同意見、パラグラフ 39(e)。